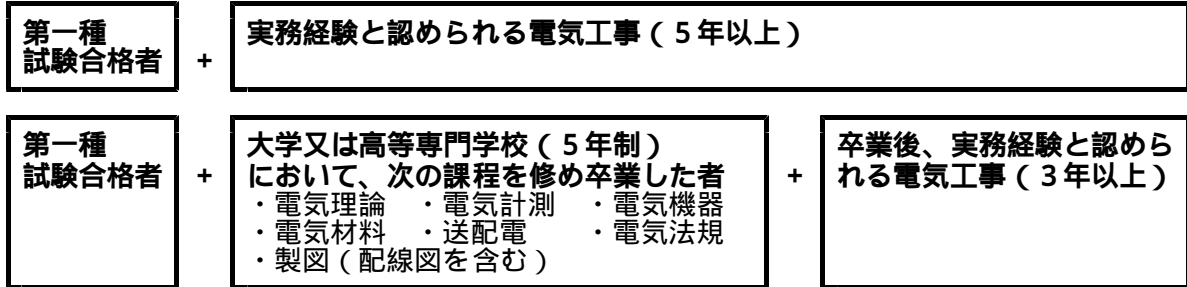


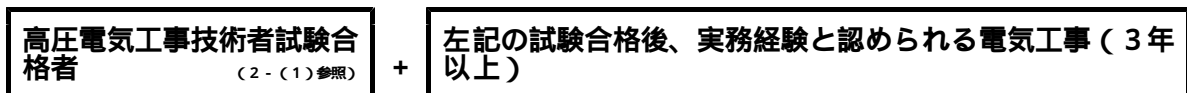
第一種電気工事士免状の取得要件

1 次のいずれか1つに該当する者でなければ、第一種電気工事士免状を取得することは出来ません。

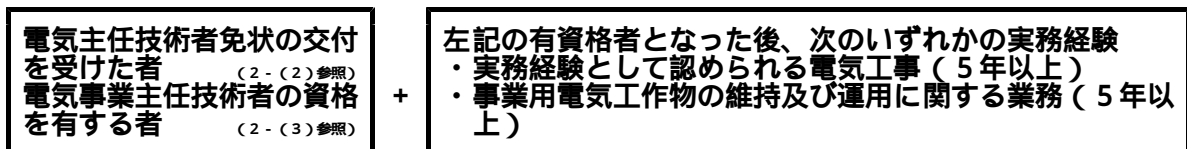
(1) 第一種電気工事士試験合格の場合



(2) 高圧電気工事技術者試験合格の場合



(3) 電気主任技術者免状等の交付の場合



2 用語の説明

- (1) 「高圧電気工事技術者試験合格者」とは、次のいずれかの者をいう。
昭和34年～昭和36年までに(社)日本電気協会が行った高圧工事技術者試験に合格し、通商産業大臣から「電気工事技術者検定合格書（検定区分が高圧のものに限る）」の交付を受けた者
昭和37年～昭和59年までに(社)日本電気協会が行った高圧工事技術者試験に合格し、(社)日本電気協会から合格証書の交付を受けた者
昭和60年～昭和63年までに(財)電気技術者試験センターが行った高圧工事技術者試験に合格し、(財)電気技術者試験センターから合格証書の交付を受けた者
- (2) 「電気主任技術者免状の交付を受けている者」とは、次のいずれかの免状を経済産業大臣から交付されている者をいう。
第一種電気主任技術者免状
第二種電気主任技術者免状
第三種電気主任技術者免状
- (3) 電気事業主任技術者の資格を有する者」とは、次のいずれかの要件に該当する者をいう。
旧電気事業主任技術者資格検定規則（昭和7年12月1日施行）に基づき、経済産業大臣から（第一種、第二種、第三種）電気事業主任技術者検定合格証書を交付された者
（第一種、第二種、第三種）電気事業主任技術者資格のある学校を卒業した者

参考)平成12年12月28日通商産業省告示第929号

電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第2条の5第二号の規定に基づき同号の経済産業大臣が定める資格を次のように定め、平成13年1月6日から施行する。

なお、昭和63年通商産業省告示第352号（電気工事士法施行規則第2条の5第二号の規定に基づく通商産業大臣が定める資格）は、平成13年1月5日限り、廃止する。

電気工事士法施行規則（以下「規則」という。）第2条の5第二号の経済産業大臣が定める資格は、社団法人日本電気協会又は(財)電気技術者試験センターが行った高圧電気工事技術者試験に合格し、かつ、当該試験に合格した後、規則第2条の4第1項に規定する電気に関する工事に関し3年以上の実務の経験を有していることとする。

実務経験として認められる電気工事

| 電 気 工 作 物 | | 実務経験として認められる電気工事 | |
|---|--|--|----------------------|
| | | 平成 2 年 9 月 1 日以降 | 平成 2 年 8 月 3 1 日以前 |
| 事業用電気工作物 | 電気事業に用に供する 電気工作物 (主に電力会社の発電所、 変電所、開閉所、電線路等 が該当する。) | 左記電気工作物の設置・変更 の工事 | 左記電気工作物の設置 ・変更の工事 |
| | 自家用電気工作物 最大電力 5 0 0 k W 以 上の需要設備、発電所、 変電所等 | | |
| | 自家用電気工作物 最大電力 5 0 0 k W 未 満の需要設備 | 認定電気工事従事者認定証を 取得後に行った左記電気工作 物の簡易電気工事 <small>(注 2 参照) (注 3 参照)</small> | |
| 一般用電気工作物 | | 第二種電気工事士免状又は旧電気工事士免状を取得後に 行った左記電気工作物の電気工事 | |
| 経済産業大臣が指定する第二種電気工事士養成校の教員として指導した「第 2 種電気工事 士養成に必要な電気工事の実習」 | | | |

注 1) 次の工事又は業務は、実務経験としては認められない。

- 軽微な工事
- 特殊電気工事(「最大電力 5 0 0 k W 未満の需要設備」におけるネオン工事及び非常用
予備発電装置工事)
- 電圧 5 万 V 以上の架空電線路の工事
- 保安通信設備工事(電力会社の電気供給用電気工作物の保安維持を目的に使用される通
信設備の工事)
- キュービクルや変圧器等の据え付けに伴う基礎工事
- 電気設備の設計または検査の業務
- 電気機器の製造業務

注 2) 認定電気工事従事者の認定申請ができるもの(経済産業局所管)

- 第一種電気工事士試験に合格した者
- 第二種電気工事士であって、第二種電気工事士免状の交付を受けた後、3 年以上の実務
経験を有し又は経済産業大臣が指定する者が行う簡易電気工事に関する講習の課程を修
了した者
- 電気主任技術者免状の交付を受けた者又は電気事業主任技術者であって、電気主任技術
者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となった後 3 年以上の実務経験を有し
又は認定講習の課程を修了した者

注 3) 簡易電気工事とは、電圧 6 0 0 V 以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事
(電線路に係るものを除くとする)

- 規則第 2 条の 3 -